≪年末調整事務を担当される皆様へ≫

住民税の特別徴収等区分票

作成した給与支払報告書（個人別明細書）は、下記の区分票を切り取り、次のとおり区分してご提出ください。

①特別徴収する者（令和９年度の住民税を給与から天引きする者）

②特別徴収できない者（①以外で退職、乙欄、その他に該当する者）

※ｅＬＴＡＸ等の電子データにより給与支払報告書を提出する場合、この区分票は必要ありません。
ただし、ご提出された個人ごとのデータは次の区分で取り扱いますのでご注意ください。

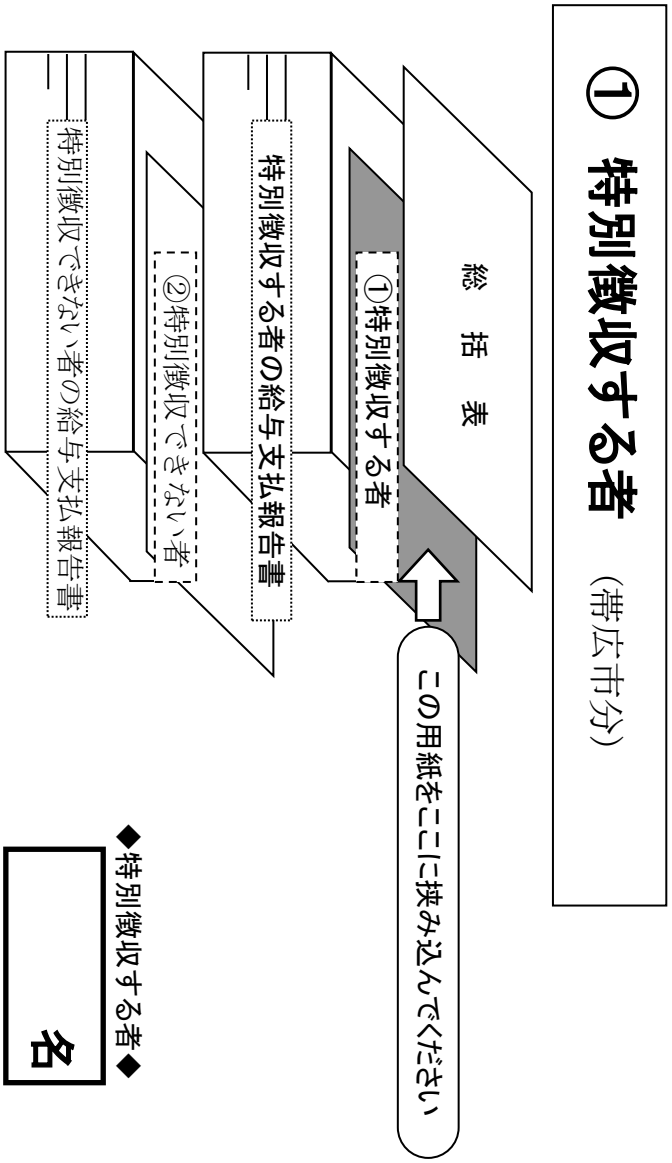
1　「退職日」の記載がある者　・・・特別徴収できない者

2　「普通徴収」欄または「乙欄」に○がある者　・・・特別徴収できない者

3　上記１、２以外のすべて　・・・特別徴収する者

<点線に沿って切り取ってご使用ください>

①　特別徴収する者　（帯広市分）



②　特別徴収できない者　（帯広市分）

